

山梨県立富士北麓駐車場 指定管理者募集要項等に関する質問への回答（第1回）

No.	質問内容	回 答
1	<p>外部委託費においてもスライド制度が適応されるとの記載がありましたが、適応されるであろう対象の詳細をご教示ください。 (例:マイカー規制期間中における警備員の人員費や年間を通しての保守点検業務に係る費用など)</p>	<p>「外部委託費」については、すべて「その他物件費」として取り扱うため、「外部委託費」の全額がスライド制度の対象経費となります。 なお、「マイカー規制期間」の変更に伴う外部委託費の増減については、別途、県と協議の上で決定するものとします。</p>
2	<p>募集要項3ページには、「指定管理の対象となる敷地及び施設内で、自らの責任と費用により自主事業を行うことができる」と記載されています。この表現からは、自主事業の実施は任意であり、実施しなくても差し支えないとも読み取れますが、県としてはどのような意図で記載されているのでしょうか。 また、現地説明会において、指定管理者が自主事業等で施設を使用する際の使用料について免除できないか質問したところ、「一般利用者と同様の立場での利用となるため、条例に基づく使用料負担が原則となる」との回答をいただきました。 自主事業を実施した場合は使用料が発生し、その負担は指定管理者が負うこととなります。一方で、自主事業の実施が任意であるならば、実施しない方が運営上の負担を軽減できることとなります。 この点を踏まえ、県としては自主事業の実施をどの程度期待しているのか、また、自主事業を実施しない場合の評価についてどのように考えているのか、ご教示ください。</p>	<p>募集要項において「自主事業を行うことができる」と記載している趣旨は、指定管理者の創意工夫により、施設の魅力向上や利用促進、地域活性化等に資する取組を柔軟に実施していただく余地を確保することを目的としたものであり、自主事業の実施を義務付けるものではありません。 そのため、自主事業を実施するか否かについては、各指定管理者の判断に委ねられるものであり、実施しないことのみをもって直ちに不利益な取扱いを受けるものではありません。 一方で、自主事業は、利用者サービスの向上や施設の付加価値の創出、さらには施設の設置目的の達成に寄与することが期待されるものであることから、提案内容や実施状況については、指定管理候補者の評価において一定の考慮要素となり得ます。(募集要項P11、「施設の利用促進」等参照) なお、自主事業に係る施設使用料については、御指摘のとおり、原則として条例に基づき御負担いただくこととなりますが、その前提の下で、収支の見通しや事業効果等を十分に御検討いただき、実施の可否も含めて御判断いただくことを想定しております。</p>